

公益財団法人山形県学校給食会役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県学校給食会（以下「この法人」という。）の定款第15条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 非常勤役員等 非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、報酬等以外で職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、国及び地方公共団体の職員である役員及び評議員には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は、別表第1 常勤役員の報酬月額を上限とする。
- 3 非常勤役員等の報酬は、別表第2 非常勤役員等の報酬に定める定額とする。

(賞与)

第4条 この法人は、常勤役員に賞与を支給することができる。

- 2 常勤役員の賞与の計算は、別表第3 常勤役員賞与により算出された額以内とし、理事長が事業年度開始日から3箇月以内に開催される理事会並びに評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で、各常勤役員に支給することができる。
- 3 賞与の支給条件等については、前項に定めるもののほか、公益財団法人山形県学校給食会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第5条 この法人は、常勤役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

- 2 常勤役員の退職手当は、別表第4 常勤役員退職手当により算出された額以内とし、理事長が理事会並びに評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で支給することができるものとする。
- 3 退職手当の支給条件等については、前項に定めるもののほか、公益財団法人山形県学校給食会職員退職手当支給規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員に報酬を支給する場合の月額報酬は、毎月、職員の給与の日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員等に報酬を支給する場合の報酬は、理事会又は評議員会への出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し立てのあった立替金及び積立金等を控除して支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員等が職務執行に当たり負担した費用について請求があったときは、その請求日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 職務執行に当たり、前払いを要する費用は、前払いするものとする。

(改廃)

第9条 この規程は、評議員会の決議によって改正又は廃止することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人山形県学校給食会の公益認定を受けた日（平成30年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月5日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	2 0 万 円
常 務 理 事	1 8 万 円
理 事	2 万 円

別表第2 非常勤役員等の報酬

理事会又は評議員会への出席等の都度、謝金として1人1律 1万円

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×係数（職員給与規程に定める月数）

別表第4 常勤役員等退職手当

報酬月額×在職年数